

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	53	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — （ ▲11,100 の内数 ） [平年度] — （ ▲11,100 の内数 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。そのような状況下においても中小企業による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、即時償却等の税制上の強力な支援を行うことにより、中小企業の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。 また、近年少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、中小企業を取り巻く厳しい事業環境を乗り越えるためにも、中小企業の設備投資を支援し、経営・輸送の安定化を図ることが不可欠。特にトラック運送事業、内航海運事業等の国土交通関係事業者は物流や公共事業など、重要な役割を担っており、その経営・輸送の安定化を図ることは、国民生活の安定及び我が国の経済の発展という観点から喫緊の課題である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護 施策目標：32 建設市場の整備を推進する 施策目標：35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。</p> <p>具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること <p>【内航船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>国土交通関係中小企業の生産性の向上を図るため、以下のとおり、これら中小企業の設備投資を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上

政策目標の
達成状況

【トラック】

- ・全車種の新車登録台数は平成10年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、車両総重量3.5t超の営業用トラックの新車登録台数は対平成10年度比129.9%となっている。
- ・いずれの年度も、営業用トラックは、全車種の対平成10年度比を上回っている。

	(参考) 10年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	59,260 (112.1)	66,062 (125.0)	72,009 (136.3)	68,808 (130.0)	68,457 (129.9)
全車種 単位：千 台	4,234 (100.0)	3,145 (74.3)	3,378 (79.8)	3,359 (79.3)	3,368 (79.5)	3,206 (75.7)

【内航海運】

内航船舶の代替建造隻数

→代替建造隻数：年平均83隻（直近3カ年）となっている

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
代替 建造 隻数	83	87	80	93	90	66

有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和3年度 50,779 令和4年度 50,881 ※平成30年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置(中小企業投資促進税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ))となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】 平成28年度: 73,705 件 平成29年度: 67,035 件 平成30年度: 54,634 件</p> <p>【減収額】 平成28年度: 1,182 億円 平成29年度: 883 億円 平成30年度: 573 億円</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【平成30年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 18 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 6 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 149 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 54 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 18 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 64 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	約 18 億円の内数	税額控除	約 6 億円の内数	(事業税)	特別償却	約 149 億円の内数	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約 54 億円の内数	税額控除	約 18 億円の内数	(地方法人特別税)	特別償却	約 64 億円の内数	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約 18 億円の内数	税額控除	約 6 億円の内数																	
(事業税)	特別償却	約 149 億円の内数	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約 54 億円の内数	税額控除	約 18 億円の内数																	
(地方法人特別税)	特別償却	約 64 億円の内数	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>【トラック】 税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免（キャッシュフローの増加）分の使途としては、約7割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。（トラック事業者の意識調査（トラック協会によるアンケート））</p> <p>【内航海運】 内航海運業は、経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られている。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること</p> <p>【内航船】 ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トンを上→3.5トン以上） 平成12年度 1年間の延長（平成13年5月迄の適用期間の延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長） 平成14年度 2年間の延長（平成16年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）</p>																				

	<p>平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長）</p> <p>令和元年度 2 年間の延長（令和 3 年 3 月迄の適用期間の延長）</p>
--	---